

佐賀県高等学校体育連盟専門部内規

平成26年12月9日制定

第1章 総則

[専門部規程との関連]

第1条 この規定は本連盟専門部規程第21条に基づき定めたものである。

[改廃、執行]

第2条 この内規の改廃は常任理事会において立案し、理事会の承認を得て執行する。

第2章 事業に関する事項

[大会の企画、立案とその運営]

第3条 大会の企画、立案をする場合は県高等学校体育連盟へ文書にて提出し承認を得ること。

第4条 大会の運営は各競技団体と協力して行うこと。

[調査研究及び講習会等]

第5条 各専門部の技術向上のための調査研究を行い、専門部内に伝達すること。

第6条 各専門部の講習会等については年に1回の開催を認める。但し、開催に当たっては火曜日、金曜日の午後、または土曜日、日曜日とし校務への支障を最小限にとどめること。

第7条 講習会にかかる費用については県高等学校体育連盟では負担しない。但し、専門部運営費内での活用については認める。

第3章 附則

第8条 この内規は平成26年12月9日より施行する。